

(別添)

### 保険医療機関等の新規指導の対象について

新規指定	新規指定（遡及による指定以外）		対象
	前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導が実施されていない場合	前保険医療機関等において新規個別指導が実施されている場合	
遡及による指定（※1）	開設者（※3）及び管理者がともに別人	結果が概ね妥当、経過観察、要監査	対象
	開設者及び管理者のいずれかが同一人	結果が再指導で未了なもの	対象外
	開設者及び管理者がともに同一人	結果が概ね妥当、経過観察、要監査	対象外
		結果が再指導で未了なもの	対象外 ただし、個別指導として選定（※4）

（※1）遡及による指定とは、保健所から開設許可を受けた医療機関及び薬局であって、「保険医療機関及び保険薬局の指定の遡及について」（昭和32年7月18日付け保険発第104号厚生省保険局健康保険課長通知）及び「保険医療機関及び保険薬局の指定期日の遡及について」（昭和33年8月21日付け保険発第110号の2厚生省保険局健康保険課長通知）の適用により指定を行うもの。

なお、保健所から未来日で開設許可を受けた医療機関及び薬局が引き続き申請する場合は、遡及指定したものと同様の扱いとする。

（※2）前保険医療機関等にかかる過去の新規個別指導又は個別指導の実施状況について、指導歴が確認できない場合は、未実施とみなして、新規個別指導を実施すること。

ただし、この場合において、新規（遡及により）指定される保険医療機関等の当該指定前後の状況等を勘案して、実施の可否を判断しても差し支えないこと。

（※3）開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合は、開設者同一とみなし、「開設者及び管理者のいずれかが同一人」に該当するものとして扱うこと。

（※4）指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を実施する。